

韓国の図書館法と社会的背景

柳 玆娥*, 葉袋 秀樹**

The Korean Library Laws and their social background

Hyeonsook RYU, Hideki MINAI

抄録

韓国では、1963年に図書館法が制定され、1987年に改正されたが、1991年に廃止されて、代わりに図書館振興法が、1994年には図書館・読書振興法が制定され、2006年には、再び図書館法が制定された。1987年の改正図書館法を含めて、5つの法律が存在してきたが、これらの基本的内容が共通するものであることから、これらの法律を5つの図書館法ととらえることができる。本研究の目的は、それらが、どのような社会的背景のもとで、制定・改正されてきたのかを考察することである。

本研究では、まず、韓国の図書館法の制定や改正の社会的背景について、政治・経済、教育・文化の4つの面から考察した。次に、法律の改正や制定の変遷の内容と特徴を考察し、法律の時代区分を試み、3期に分け、各期の法律の特徴を分析した。そして、図書館法の変遷と社会背景の関係について考察した。

その結果、韓国の図書館法は、政治の民主化、経済の発達、公教育の普及、文化政策の確立などを背景として制定・改正されてきたことが明らかになった。

Abstract

In Korea, the Library Law was adopted in 1963. It has been amended in 1987, but was abolished in 1991. Instead, Library Promotion Law has been enacted as Library and Reading Promotion Law in 1994. In 2006, Library Law has again been adopted. Including the Amended Library Law of 1987, a total of 5 laws have existed. Owing to the mutual contents of these, it is possible to treat them as 5 different Library Laws. The object of this paper is to examine the social background, bringing about their enactments and amendments.

Firstly, this paper examines the social background of Korean Library Laws adoption and amendments from four perspectives: political, economic, educational and cultural. Secondly, it considers the contents and characteristics of amendments and enactment changes. Furthermore, this paper attempts a periodization of the 5 laws, dividing them into 3 terms and analysing their characteristics in every period. Then, the paper examines the relationship between the social background and the changes of the Library Laws.

The main conclusions drawn from this paper argue that democratisation of politics, economic development, prevalence of public education and the policy on culture constitute the background for the adoption and amendments of Korean Library Laws.

* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科研究生

Graduate School of Library, Information and Media Studies, University of Tsukuba

** 筑波大学図書館情報メディア系

Faculty of Library, Information and Media Science, University of Tsukuba

表1 韓国図書館法一覧

法律名	制定・改正日	施行日
図書館法	1963. 10.28	1963. 11.28
図書館法	1987. 11.28	1988. 2.28
図書館振興法	1991. 3. 8	1991. 4. 9
図書館及び読書振興法	1994. 3.24	1994. 7.25
図書館法	2006. 10. 4	2007. 4. 5

1. 序論

1.1 韓国の図書館と図書館法

韓国では、1945年の独立直後、公共図書館は、国・公・私立あわせて17館で、国立図書館を除いた1館当たり平均蔵書数は約1万4千冊¹、極めて貧弱であった。

1960年代には、マウル（村落）文庫作りが民間運動としてスタートし、成果を上げた。1963年に韓国初の図書館法（以下、1963年法という）が制定された。

1970年代には、国の支援によりマウル文庫が量・質共に成長し、公共図書館も徐々に増加した。しかし、長い間、学生の勉強部屋の役割を果たすにとどまっていたため、貸出、レファレンス・サービスなど図書館本来の機能は十分に果たしていなかった。

1980年代には、開架の普及、館外貸出サービス等、市民のための図書館サービスが活発に展開された。1963年図書館法制定の24年後の1987年に図書館法が全面改正（以下、1987年法という）された。

1990年には、図書館担当部局が教育部から文化部へ変更され、1991年に図書館法が廃止され、図書館振興法が制定された（以下、1991年振興法という）。3年後の1994年には、出版界から提案された読書振興法（案）と図書館振興法を統合・調整し、図書館及び読書振興法（以下、1994年振興法という）が制定された。この時期には、図書館サービスの拡大が行われ、図書館利用者が増加した。

2000年代には、民間で図書館設立支援プロジェクトが推進され、図書館への市民の関心が高まった。2006年には、1994年振興法が廃止されて、12年ぶりに図書館法が制定され（以下、2006年法という）、今日に至っている。

2011年の統計によると、公共図書館は759館、蔵書は約6750万冊、国民一人当たり1.34冊²、先進国の水準には達していないが、ITを活用したサービス、多様な生涯学習プログラム提供等によって利用者が増加し、サービスの質の点で、日本でも注目されている³。

このように、図書館法が制定・改正・廃止されるとともに、「図書館振興法」等の名称の異なる法律も制定されている。これらの法律を、1つの法律（図書館法）の変化のプロセスととらえて、合わせて、「韓国図書館法」並びに「5つの法律」と呼び、この間の経過を「図書館法の制定及び改正」と呼ぶ。

表1は、韓国図書館法の一覧である。

1.2 研究の目的と方法

図書館の発展と図書館法の制定及び改正の間には密接な関係があると考えられる。図書館が発展した結果、図書館法が改正され、図書館法が改正されて図書館の発展を導く相互の関係である。本研究では、このうち、図書館法の制定と改正の歴史に着目する。図書館法と戦後の韓国社会の大きな変化の間にはどのような関係があるのだろうか。

本研究の目的は、韓国の図書館法が、1963年の制定以後、全面改正され、新たな法律が制定される中で、社会の変化にどのように対応してきたのかを考察することである。

シドニー・ディツイオン（Sidney Ditzion）は、19世紀のアメリカにおける公共図書館成立の経過をもとに、公費による無料図書館の確立には、前提としていくつかの社会的背景があることを指摘し、図書館を支えるに足る経済力、図書館サービスを経済的なものとするに足る人口密度、教育全般を公費で支弁することについての好意的な雰囲気、それに好ましい文化環境を挙げている⁴。このほか、これらの条件の前提条件として、民主主義社会の存在を挙げている⁵ため、民主政治も条件の1つとする。人口密度は、経済力に含め、その尺度になる都市化率⁶を取り上げる。

以上から、民主政治、経済力（人口密度を含む）、公教育制度（学校教育）、文化政策の4つの前提条件が考えられる。これらは、現代社会の性格を規定する根本的な条件と考えられるため、現代の韓国にも適用することができるが、1945年の独立直後の韓国においては満たされていない。韓国の歴史の中で、これらの条件の実現と図書館法の制定及び改正がどのような関係にあったかを明らかにすることによって、韓国図書館法と戦後の韓国社会の変化の関係が明らかになると考えられる。本稿では、韓国の図書館法の制定及び改正の背景にどのような社会的条件があったのかについて、この4つの条件に着目して考察する。

そのために、次の3点を研究課題として設定する。各政権の政治・経済政策、教育・文化政策とその水準はどのようなものか。図書館法の変遷の内容と特徴はどのようなものか。図書館法はどのような社会の変化のもとに改正されてきたか。

研究の方法として文献研究を用いる。図書館法関連論文、図書館統計・年鑑等の文献を収集し、国家記録院⁷、国家法令情報センター⁸等の関連省庁のウェブサイト⁹からデータ、情報、資料を収集する。

1.3 先行研究

韓国図書館法については、日本と韓国で研究が行われているため、両国の研究を調査する。

1.3.1 日本における先行研究

日本で発表された韓国の図書館法に関する文献を、CiNii等を用いて探索した結果、韓国の図書館法に関する文献は18点である。法律の概要などを簡単に紹介した文献や法律の日本語訳だけの文献を除くと、11点である。

日本人の研究者による研究には以下のものがある。

林昌夫(1987)¹⁰は、1963年法の制定までの経緯、設置義務、入館料、司書職員に関する規定に対する批判や問題点、改正の動向について述べている。

宇治郷毅(1989)¹¹は、1987年法改正に関する国の意向について述べ、韓国の図書館行政及び政策の要点として、図書館発展委員会、振興基金、協力網、設置義務の4点の意義を述べている。

宇治郷毅(1995)¹²は、戦後の韓国の公共図書館の発展過程を五つの年代に区分し、考察する中で、図書館法の制定や改正の過程と主要内容について紹介している。

宍道勉(2004)¹³は、日本の図書館法、学校図書館法と韓国の1994年振興法を、法の目的、図書館の定義、設置者、業務、図書館員、利用者、読書に関する考え方について比較・分析している。

白井京(2009)¹⁴は、図書館法と著作権法に関して、オンライン情報やデジタル情報を蓄積し利用者に発信する電子図書館の機能に焦点を当て、IT大国になった背景とIT政策を考察し、関連条文を解説している。

韓国人の研究者には金容媛と金智鉉がいる。1963年法から2006年法までを考察しているのは、2008年の金智鉉の論文¹⁵のみである。金は、この論文で、1963年法から2006年法までの法律の制定・改正の経緯、特徴、主要条文の解説、問題点についてまとめているが、社会的背景には触れておらず、個別の法律の解説にとどまっている。

金容媛(1988)¹⁶は、科学技術振興法と学術振興法の図

書館関係条文を紹介し、図書館の問題点、1963年法と施行令の構成、1987年法の制定理由と概要を述べ、図書館行政体制の一元化を求めている。

金容媛(1989)¹⁷は、国立中央図書館と国会図書館の略史、機能、性格、相互関係、1987年法と国会図書館法の要点を述べ、複数国立図書館の問題点を指摘し、総合調整機関の必要性を指摘している。

金容媛(1992)¹⁸は、韓国の図書館政策を概観し、1991年振興法の制定理由と主要内容を紹介し、図書館担当部局の一元化、図書館発展委員会の地位の向上、図書館間相互協力の必要性を指摘している。

金容媛(1996)¹⁹は、韓国の図書館情報政策関連法規、国レベルの5つの情報ネットワーク計画、図書館関連行政の概要、図書館及び読書振興法の要点と司書資格制度について述べ、今後の課題について考察している。

金智鉉(2009)²⁰は、2006年改正図書館法の概要を述べ、新設の第8章について、それに影響した情報化の動向、情報格差の解消に関する政府の取り組み、関連する法律と図書館法の関連条項について論じている。

このように、金智鉉(2008)を除いて、これらの論文は、5つの図書館法の全体を対象としておらず、個別の法律の概要や主な改正部分について考察するにとどまり、法律全体の制定や改正の方向を把握していない。また、いずれも、政治・経済や教育・文化政策等の社会的背景との関連は論じていない。

1.3.2 韓国における先行研究

韓国で発表された図書館法に関する文献を韓国学術情報院(KERIS)、国立中央図書館等のOPACで検索し、法律案の紹介、国会図書館法や外国の図書館法に関する文献等は除外した。関係文献は107点である。

このうち、韓国図書館法について総合的にとらえているものは、次の4点である。

韓聖澤(2002)²¹は、1963年法から1994年振興法まで図書館法の制定・改正の経緯、関連する図書館協会や図書館界の働きかけ、法律の要点を述べている。

鄭顯泰(2003)²²は、図書館法の制定・改正の過程を紹介し、改正すべき項目として、国の補助、図書館委員会の役割、行政の一元化、公共図書館長の資格、司書職制度、学校・大学図書館の基準、図書館運営委員会の設置義務を挙げている。

韓国文化観光政策研究院(2003)²³は、1963年法から1994年振興法までの改正条文を解説し、1994年法の問題点について考察し、また、著作権法等の図書館関連法規について検討し、改正案の基本方向と三つの改正案を提

示している。

CHONG Oe-Tae (2004)²⁴は、図書館法の歴史、制定・改正の理由、主要内容を紹介し、1994年振興法の問題点を取り上げ、公共図書館法の制定を提案し、その基本原則と含むべき内容を示している。

これらの論文で取り上げられているのは、1994年振興法までで、改正の経緯、図書館法の問題点や改正案について述べるにとどまり、これまでの図書館法全体について、その内容と社会的背景を考察したものはない。

1.4 本論文の構成

本論文は4章からなる。第1章では、韓国図書館法の歴史を概観し、研究の目的と方法、先行研究について論じた。第2章では、政治・経済、教育・文化政策等の図書館を取り巻く社会的背景について検討する。第3章では、図書館法の体系の把握と時代区分を試み、個別図書館法の特徴について検討し、図書館法の特徴を整理する。第4章では、図書館法の制定・改正が、どのような社会背景のもとで行われたかについて考察する。

2. 図書館を取り巻く社会背景の概要

この章では、資料として、政策情報、法律情報、経済・教育統計データを用いる。政策については、国家記録院²⁵、法律情報については、法制処の国家法令情報センター²⁶と国家記録院の官報検索システム²⁷、経済統計データについては、統計庁の国家統計ポータル²⁸、e-ナラ指標²⁹と韓国銀行の経済統計システム³⁰、教育統計については、韓国教育開発院の教育統計サービス³¹を用いた。以下、各政権に共通するデータの出典は初出のみ注に記し、以降は省略する。

2.1 政治・経済の概要

1945年に解放された韓国は、米軍政期を経て、1948年に政府を樹立した。表2は、政府成立から現在に至るまでの歴代大統領と在任期間である。

表2 歴代大統領と在任期間

政権	在任期間	5つの法律
李承晩	1948.07-1960.04	
尹潽善	1960.08-1962.03	
朴正熙	1961.05-1979.10	1963 図書館法
崔圭夏	1979.12-1980.08	
全斗煥	1980.09-1988.02	1987 図書館法
盧泰愚	1988.02-1993.02	1991 図書館振興法
金泳三	1993.02-1998.02	1994 図書館及び 読書振興法
金大中	1998.02-2003.02	
盧武鉉	2003.02-2008.02	2006 図書館法
李明博	2008.02-現在	

このうち、尹潽善と崔圭夏の政権は軍事革命によって倒され、期間が短かったため、この論文では取り上げない。朴正熙政権については、朴が公式に大統領に就任したのは1963年であるが、実質的に政権を握っていたのは1961年の軍事革命からであるため、その時期から朴政権として扱う。以下では、各政権ごとに、政治・経済の事情と国民1人当たりのGNI³²、都市化率の数値を示す。

2.1.1 李承晩政権 (1948.07 - 1960.04)

1945年8月15日に韓国は日本から解放されたが、米国の軍政統治の下に置かれた。1948年に制憲議会が設置され、8月に政府が樹立された。李承晩政権下では、民族主義者との争いが絶えず、政治が不安定であった。1950年に朝鮮戦争が起き、1953年に停戦した。李は、政権に執着を持ち、1960年不正選挙を図り、それに反対する学生や市民による民衆デモ³³が起き、辞任した。

第2次大戦による被害の復旧と朝鮮戦争後の再建のため、米国から援助を受け、経済の再建が始まったが、民族資本の弱さ、1次産業への依存、米国の援助の変化、朝鮮戦争によるインフレのため、経済的に非常に苦しい時期であった。1960年の一人当たりGNP³⁴は79ドルで、世界でも最貧国であった。都市化率³⁵は39.1%である。

2.1.2 朴正熙政権 (1961.05 - 1979.10)

朴は軍人で、1961年5月、政治の混乱に乗じ、クーデターを起こした。朴は、国家再建最高会議を国の最高統治機関とし、議長となって独裁的な統治を行った。その後、大統領となり、強力な大統領中心制を維持し、20年近く独裁を行った。

朴政権は、経済発展計画策定のために経済企画院を新設し、1962年から経済開発5カ年計画を策定し、国の主導

による経済成長を実現した。1970年代初めから農漁村を中心に生活改善と所得向上のためのセマウル運動を進めたため、生活水準も向上した。平均経済成長率は9.0%、1979年の一人当たりのGNIは1,693ドルで、急速な経済成長を実現した。高度経済成長とともに都市化が進み、1979年の都市化率は67.9%に至った。

2.1.3 全斗煥政権 (1980.09 - 1988.02)

全斗煥は軍人で、朴の暗殺事件後、1980年に光州で起きた民主化運動を鎮圧した後、反乱を起こし、政権を握った。物価安定、ソウルオリンピックの誘致等の業績は残したものの、不正・腐敗と民主化の弾圧、人権侵害が顕著であった。

1982年から第5次経済開発5カ年計画を開始し、長期的発展を図った。1987年からの第6次経済社会発展計画では、社会開発に重点をおき、国民の生活と福祉に力を入れた。平均経済成長率は8.7%、1988年の一人当たりGNIは4,548ドルで、高度成長が続いている。都市化率は77.8%である。

2.1.4 盧泰愚政権 (1988.02 - 1993.02)

盧泰愚は、軍人出身の政治家で、全斗煥政権の与党党首として、国民の民主化要求を受け入れ、1987年6.29民主化宣言³⁶を導き、政府組織の改編を行った。

経済面では、国家主導型開発経済から市場原理民間主導型開発に転換し、福祉政策と経済の民主化を重視した。平均経済成長率は8.4%、1993年の一人当たりGNIは8,402ドルで、都市化率は84.2%である。

2.1.5 金泳三政権 (1993.02 - 1998.02)

金泳三は、保守系の政治家で、国の競争力の強化を目指し、経済・行政・教育等様々な部門に市場原理を導入し規制緩和を行った³⁷。地方自治団体首長の直接選挙を市・郡・区の基礎単位まで拡大して実施した。

貿易自由化を促進すると同時に国際競争力を高め、先進国型経済への発展を試みた。しかし、財閥中心の経済発展、急激な市場開放、OECD加盟、過大な消費等で経済危機に陥り、IMFの管理体制(1997.12・2000.12)下に入った。平均経済成長率は7.7%、1998年は、IMFの金融救済が始まった年で、一人当たりのGNIは7,607ドルに低下した。都市化率は86.7%である。

2.1.6 金大中政権 (1998.02 - 2003.02)

金大中は、野党の政治家で、韓国史上初めての野党への政権交替によって大統領になった。民主主義と市場経

済の平行的発展を国政の原則とした。

経済面では、韓国経済をIMF管理下から脱出させるための改革を行い、2年余りで成長軌道に戻した。また、知識集約型産業への転換とその政策的支援を強化した。平均経済成長率は4.4%、2003年の一人当たりのGNIは13,460ドルで、徐々に成長している。都市化率は89%である。

2.1.7 盧武鉉政権 (2003.02 - 2008.02)

盧武鉉は、リベラル派政権で、「共に生きる均衡発展社会」を目標に、より進歩的な改革を指向した。

経済面では、規制緩和、公正な競争システム、労働者の基本権保障、社会福祉、経済的不平等などの問題解決を追求した。平均経済成長率は4.4%で、2008年の一人当たりGNIは19,296ドルである。都市化率は89.3%である。

2.1.8 李明博政権 (2008.02 - 現在)

李明博政権は、小さい政府を目指し、政府組織の大幅な統廃合を行った。経済の復興がスローガンであったが、国民所得も経済成長率も低下している。平均経済成長率は3.5%と推定される。2010年の一人当たりGNIは20,759ドルである。都市化率は89.6%である。

2.2 教育・文化政策の概要

1945年の解放以降、韓国の教育制度は米軍政庁学務局によって整備された。学務局は、教育方針を発表し、1946年に義務教育実施を決定した。学務局が文教部となり、6-3-3-4制の学制改革が行われた。小学校規程、中学校規程が公布され、学校制度が整備され始めた。しかし、文化に関する制度や政策は整備されなかった。

以下、各政権ごとに教育・文化政策の特色を述べ、学校教育については、進学率の数値を示す。

2.2.1 李承晩政権 (1948.07 - 1960.04)

学校教育制度を確立し、教育政策の基盤を作った。教育法(1949)、教育公務員法(1953)、大学設置基準令(1955)等を制定した。無償義務教育は、1950年から実施予定だったが、朝鮮戦争で遅れ、義務教育完成6カ年計画(1954・1959)によって本格的に施行された。

1948年の政府樹立当時、文化行政業務は文教部と公報処に分かれていたが、1955年に文化行政業務を文教部へ移管した。文化保護法(1952)を制定し、学術院と芸術院を開設した(1954)。しかし、文化政策に対する関心は低かった³⁸。

2.2.2 朴正熙政権 (1961.05 - 1979.10)

クーデター直後、教育に関する臨時特例法（1961）を制定し、教育自治制度を一時停止させた。経済開発を最優先し、産業発展に必要な人材を養成するための職業・技術教育を強化した。私立学校法（1963）、産業教育振興法（1963）、科学教育振興法（1967）、韓国教育開発院育成法（1973）等を制定した。教育政策の面では、経済開発計画と同時に第1次（1962・66）、第2次（1967-71）義務教育施設拡充5カ年計画を推進し、1968年に国民教育憲章（教育勅語）を発表した。科学技術処（1967）を新設し、教育関連研究所を設置した。1975³⁹年の中学校進学率⁴⁰は77.2%で、高等教育機関進学率⁴¹は25.8%である。

1961年に公報部を設置し、文教部が担当していた文化芸術部門の一部を移管した。1968年には、文化公報部となり、国の文化政策・行政を担うことになった。1972年に、文化芸術振興法を制定し、1973年に第1次文芸振興5カ年計画（1974-78）、1978年に第2次計画（1979-83）を策定した。

2.2.3 全斗煥政権（1980.09 - 1988.02）

1980年代には民主化運動が拡大し、教育界にも影響が及び、教育改革措置（1980）⁴²が行われた。大統領直属の教育改革審議会（1985）が設置された。経済成長を背景に、中等教育の義務化を図るとともに、高等教育を拡大した⁴³。中学校義務教育を1985年から部分的に実施し始めたが、1984年の中学校進学率は98.8%に達していた。1988年の高等教育機関進学率は35.0%である。

憲法に初めて国家の文化振興義務⁴⁴を明記し、新しい文化政策（1981）、文化発展長期政策構想1986 - 2000（1985）、文化に関する中長期計画を発表し、文化振興政策を推進した。

他方では、イデオロギー支配を強化するため、多くの逐次刊行物を廃刊させ、新聞社、放送局、通信社を統廃合し、言論基本法（1980）を制定し、言論の統制を制度化した。

2.2.4 盧泰愚政権（1988.02 - 1993.02）

軍事政権下における行政主導の教育政策から、学習者個人の選択を重視する政策へ転換を図った⁴⁵。文教部を教育部と文化部に分割した。地方教育自治に関する法律（1991）の制定によって、地方教育自治制度実現への一歩を踏み出した。1993年の中学校進学率は99.9%で、既に100%に近い進学率を達していた。高等教育機関進学率は38.4%である。

ソウルオリンピック（1988）を契機とする文化行政の需要の増加に応じるため、言語・出版・図書館政策の業

務を新設した文化部（1990）へ移管した（1991）。文化の発展のための文化発展10カ年計画（1990-1999）（1990）を策定し、文化政策を推進した。地方自治制度の実施によって、図書館、博物館、文化会館等いわゆる文化施設が各地域で相次いで設立された⁴⁶。

2.2.5 金泳三政権（1993.02 - 1998.02）

政権発足時から教育改革を重要な政策課題とした。1994年には、大統領直属の諮問機関として教育改革委員会を発足させた。教育改革案では、質の高い教育、教育需要者中心の教育等が提案された⁴⁷。既存の教育法を廃止し、教育基本法、初等・中等教育法、高等教育法に分割して制定（1997）した⁴⁸。教育改革の影響で1998年度の高等教育機関進学率は64.1%となった。

文化部と体育青少年部を統合し、文化体育部を発足させ、韓国文化政策開発院⁴⁹を設立した。文化振興5カ年計画（1993）、文化福祉中長期実践計画（1996）、文化発展2000（1997）等を策定した。また、文化コンテンツを開発し、文化の国際化を図り、国民の文化享受の機会を広げる政策を推進した。

2.2.6 金大中政権（1998.02 - 2003.02）

IMF管理の下で、教育部門でも改革政策を推進した⁵⁰。2000年に教育部を教育人的資源部へ改編し、教育人的資源部長官を副総理に格上げし、大統領の教育諮問機構を拡大改編した。中学校義務教育を2002年から全国的に開始した。

国家人的資源開発基本計画（2001-2005）を策定し⁵¹、韓国教育学位情報院法（1999）、人的資源開発基本法（2002）等を制定した。2003年の高等教育機関進学率は79.7%で、高学歴社会になったといえる。

文化体育部を文化観光部（1998）へ改編し、「新しい文化政策」（1998）を発表し、文化政策の発展のための体制を構築した⁵²。2000年度に初めて文化部の予算が政府全体の予算の1%を越えた。

2.2.7 盧武鉉政権（2003.02 - 2008.02）

公教育の競争力を高め、全ての国民に量的・質的に平等な教育の機会を保障するよう努めた⁵³。第2次国家人的資源開発基本計画2006-2010を策定し（2006）、ビジョンとして学習社会、人材強国の建設を提示している。2008年の高等教育機関進学率は83.8%である。

韓国文化芸術委員会の設立等を通じて、供給者中心の文化政策の需要者と消費者、現場中心の政策への変換を目指した⁵⁴。文化行政革新委員会（2003）を設置し、文化

中心都市構想(2004),「創意韓国」(2004)等を発表した。

2.2.8 李明博政権(2008.02 - 現在)

教育人的資源部を教育科学技術部(2008)に再編し,韓国科学財団,韓国学術振興財団及び国際科学技術協力財団を統合し,韓国研究財団(2009)を設立した。

市場原理を積極的に導入し,教育競争力を強化した。同時に,中央に集中していた教育行政権限を地方に委譲し,教育の自律性と多様性を保障する方向へ進めている。2011年の高等教育機関進学率は72.5%である。

文化観光部に,国政広報処と情報通信部のデジタル・コンテンツ業務を統合し,文化体育観光部(2008)となった。伝統文化の現代化,大衆化,国際化を通じて経済的効果を強調している。

2.3 社会背景のまとめ

1945年の独立以来,政治は,一時独裁政権の時代もあったが,1980年代末からは民主化が進み,2000年代には政権交代も行われた。経済はほぼ一貫して発展している。1963年に人口1人当たりのGNPが100ドルを超え,1977年⁵⁵には1000ドル,1995年には1万ドル,2007年には,2万ドルを超えた。都市化率も一貫して上昇している。教育は経済成長の観点からも重視された。小学校義務教育は1959年に完成した。中学校義務教育は1985年から実施され始めたが,1984年の中学校進学率は,既に98.8%であった。1990年代から文化行政が盛になり,文化政策が積極的に取り組まれてきた。これらからわかるように,4つの条件が順調に発展してきている。

3. 韓国図書館法の構成と特徴

この章では,まず,韓国図書館法の全体的な特徴をとらえ,図書館法の時代区分を試みる。次に,個別の図書館法の特徴を考察し,それをもとに,項目別に条文がどのように変わったかを分析し,最後に図書館法の特徴を整理する。

表3は図書館法の構成を整理したものである。

3.1 図書館法の体系と時代区分

3.1.1 図書館法の体系

図書館法の体系に関する特徴として,下記の点がある。日本の図書館法は,憲法 - 教育基本法 - 社会教育法 - 図書館法という法体系のもとにあるが,韓国の図書館法は憲法のもとにある。関連法規に読書文化振興法,文化芸術振興法,学校図書館振興法,生涯教育法,教

育基本法がある。教育基本法,社会教育法が,日本では図書館法の上位法にあたるが,韓国では,これらは図書館法の上位法としては位置付けられていない。

韓国では,1968年に文化公報部の設置によって文化行政が始まった。1990年に文化部の新設によって,出版,国語政策とともに図書館行政担当部処が教育部から文化部へと移管された(1991)。図書館も文化部の所管になり,文化施設として位置づけられている。

図書館法は,公共,大学,学校,専門,国立など全ての館種を包括する図書館に関する総合法であるが,2006年の改正以後,館種別の個別法制定の動きが活発になり,2007年に学校図書館振興法が,2012年に小図書館振興法⁵⁶が制定された。2009年2月には大学図書館振興法が国会で発議されたが,成立に至っていない。

3.1.2 図書館法の時代区分

5つの法律は,その前後の時期も含めると,約50年間にわたって制定・改正されている。このため,時代による変化を明確にする必要があり,時代区分が必要である。そのため,法律の制定・改正の間隔と章の構成を検討する。

制定・改正の間隔は,1963年法から1987年法までが24年,1994年振興法から2006年法までが12年で,長い間隔がある。1987年から1991年,1991年から1994年は3-4年間隔である。

章の構成では,1963年法は4章29条からなる簡略な構成である。1987年法は8章47条で,章の構成が変わり,公共図書館から国立中央図書館が,学校図書館から大学図書館が独立し,専門及び特殊図書館も独立した章となり,図書館協力網の章が設けられた。1991年振興法は9章46条,1994年振興法は10章54条で,1994年振興法で文庫と読書振興の章が追加された以外は,1987年法とほぼ同様である。2006年法は9章48条で,上記の追加された2つの章と図書館情報協力網の章が除かれ,図書館政策,知識情報格差の解消に関する2つの章が追加されて,かなり大きな変化が見られる。

以上の制定・改正の間隔と章の構成の二つの点から,5つの法律を仮に次の3つのグループに区分する。第一期1963年法(朴正熙政権),第二期1987年法(全斗煥政権),1991年振興法(盧泰愚政権),1994年振興法(金泳三政権),第三期2006年法(盧武鉉政権)。

3.2 5つの図書館法の構成と特徴

以下では,法律ごとに,基本的に条文の順に解説する。法律の制定・改正の意図・経緯については,別の機会に

表3 図書館法の構成

図書館法 (1963.10.28)	図書館法 (1987.11.28)	図書館振興法 (1991. 3. 8)	図書館及び 読書振興法 (1994. 3.24)	図書館法 (2006.10. 4)
4章29条	8章47条	9章46条	10章54条	9章48条
第1章 総則 13か条	第1章 総則 14か条	第1章 総則 14か条	第1章 総則 14か条	第1章 総則 11か条
				第2章 図書館政策の樹立 及び推進体制 6か条
	第2章 国立中央 図書館 4か条	第2章 国立中央 図書館 4か条	第2章 国立中央 図書館 4か条	第3章 国立中央図書館 4か条
第2章 公共図書館 11か条	第3章 公共図書館 13か条	第3章 公共図書館 12か条	第3章 公共図書館 12か条	第4章 公共図書館 12か条
	第4章 大学図書館 3か条	第4章 大学図書館 3か条	第4章 大学図書館 3か条	第5章 大学図書館 3か条
第3章 学校図書館 3か条	第5章 学校図書館 3か条	第5章 学校図書館 3か条	第5章 学校図書館 3か条	第6章 学校図書館 3か条
	第6章 専門図書館 及び特殊図書館 3か条	第6章 専門図書館 及び特殊図書館 2か条	第6章 専門図書館 及び特殊図書館 2か条	第7章 専門図書館 2か条
			第7章 文庫 2か条	
	第7章 図書館情報 協力網 5か条	第7章 図書館情報 協力網 5か条	第8章 図書館情報 協力網 5か条	
			第9章 読書振興 4か条	
				第8章 知識情報格差の解消 3か条
		第8章 補則 1か条	第10章 補則 5か条	第9章 補則 11か条
第4章 罰則 2か条	第8章 罰則 2か条	第9条 罰則 2か条		
付則	付則	付則	付則	付則

論ずる。

3.2.1 1963年図書館法

この法律の特徴は次の通りである。

韓国初の図書館法である。

全ての館種を含む法律であるが、全部で29か条の簡略な法律である。

法律の目的は、国民の教育と文化の発展へ寄与することであり、抽象的である(第1条)。

図書館は、調査・研究・学習・教養・レクリエーション、その他社会教育に寄与する施設とし、調査等の図

書館本来の機能と社会教育が区分されている(第2条)。図書館を、設立目的によって、公共図書館、学校図書館、特殊図書館に区分している(第3条)。

公共図書館に関して13か条、大学図書館と学校図書館に関して3か条ずつである。特殊図書館に関しては概念の定義だけで関連条文はない。

国立中央図書館が公共図書館の一部即ち、国立の公共図書館として扱われている(第16条)。

大学図書館等の教育機関の図書館は第3章学校図書館に含まれている(第25条)。

専門図書館の用語は用いられていないが、その内容は、

特殊図書館に含まれている(第3条)。

公共図書館と学校図書館には図書館の資料及び運営に携わる司書職員または司書教諭を置くことを定めている(第6条)。

公共図書館は利用者から使用料を徴収することができる(第8条)。

国または地方自治団体は、予算の範囲内で公共図書館の設置・育成に努力することが定められ(第7条)、国はその地方自治団体に対し予算の範囲内で経費の一部を補助することができる(第18条、第19条)。

私立公共図書館に対する国や地方自治団体による3次にわたる指導・監督が定められており(第9条、第21条)、私立公共図書館の監督庁は、私立公共図書館の運営の停止を命じることができる(第10条)。

国の機関と出版社の刊行物は国立中央図書館に、地方自治団体の刊行物は国立中央図書館と所属の公共図書館に納本することが定められている(第12条)。

図書館協会に関する規定が設けられている(第13条)。

学校図書館に対して、設置、職員、公衆への利用提供だけが規定されている(3章)。

3.2.2 1987年図書館法

この法律の特徴は次の通りである。

国立中央図書館、大学図書館、専門図書館及び特殊図書館、図書館情報協力網に関する4つの章が新しく設けられた。

法律の目的が、社会の各分野に対する知識・情報の提供及び流通の効率化と国民の生涯教育及び文化発展への寄与に具体化された(第1条)。

図書館を、生涯教育だけでなく、文化発展に寄与する施設として定義し、多元的な機能を積極的に遂行する機関として捉えている(第2条)。

図書館の資料を、1963年の「図書、記録、視聴覚資料、国及び地方行政資料、郷土資料及びその他必要な資料」から、「図書、記録、小冊子、逐次刊行物、楽譜、地図、写真、絵画等各種印刷資料、映画フィルム、スライド、レコード、マイクロ形態物、テープ等の視聴覚資料、デジタル資料、公文書などの行政資料、郷土資料その他図書館奉仕のために必要な資料」とし、資料の範囲を広げ、具体化して示した(第2条)。

図書館を、国立中央図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館及び特殊図書館に区分している(第3条)。

大学図書館、学校図書館、専門図書館及び特殊図書館

の社会貢献を促している(第5条)。

司書職員の資格が、1級正司書、2級正司書、準司書、実技教師(司書)に細分化された。その他、社会教育専門要員を置くことが可能になった(第7条)。

図書館の発展と主要施策の策定などに関して、文部部長官の諮問に応じる図書館発展委員会が新設された(第9条)。

図書館の設置・施設・運営その他図書館振興に必要な資金に充当するため図書館振興基金が設置できるようになった(第10条)。

図書館協会は法人とすることとなった(第14条)。

図書及び書誌情報の流通のために、ISBN(国際標準図書番号)の付与を義務づけた(第18条)。

個人も公共図書館を設置できるようになった(第19条)。

国及び地方自治団体による公共図書館の設置・育成が任意規定から義務規定に代わった(第21条1項)。

公共図書館で配慮すべき利用者として、児童のほかに老人と身体障害者が加えられた(第21条2項)。

公立公共図書館が、教育庁所属と地方自治団体所属に二元化⁵⁷されていたが、公立公共図書館の運営費は地方自治団体の一般会計から支出することが新たに規定された(第22条)。

公立公共図書館で司書職が館長になれるようになった(第23条)。

私立公共図書館の登録が簡単になり、規制が緩和された(第24・27条)。

当時公共図書館の多くが入館の際、入館料の形で使用料を取っていた⁵⁸ため、入館料と使用料を区分した。公立公共図書館の入館料の徴収は地方自治団体に委任したが、ほかに、使用料を徴収することができる(第30条)。ソウル市教育庁所属の公共図書館では、ソウル特別市立図書館使用料徴収条例の入館料徴収の条文を廃止していない⁵⁹。使用料は、施行令⁶⁰でその範囲をデータベース利用手数料、個人研究室・会議室等の利用手数料、資料の複写料と定めている(施行令第27条)。

学校図書館の業務内容が定められた(第36条)。

学校図書館に司書教諭の資格を持たない教諭を置くことができる条項が削除され、施行令で資格を持つ教諭を配置することを定めた(施行令別表2)。

②1 全国の図書館を一つの有機体に組織し、図書館情報網を構成することになった。協力網の効率的な運営と統括のために国立中央図書館を中央館とし、市・道に地域代表館を置く(第16条、第41・45条)。

3.2.3 1991年図書館振興法

この法律の特徴は、以下の通りである。

図書館行政業務が、文化部に移管されたため、生涯教育より文化の発展を優先している（第1条）。

博物館、美術館等の各種文化・教育施設との相互協力が重視された（第7条）。

図書館発展委員会の機能を明示した（第9条）。

公共図書館が情報及び文化・教育センターであることを明文化した（第20条）。

公共図書館の業務に、地方行政及び産業分野に必要な情報の提供や読書の習慣化のための計画の策定及び実施等が加えられた（第20条）。

地方自治団体所属の公共図書館の運営費は地方自治団体の会計から、教育庁所属の公共図書館は教育費特別会計から支出することになった（第22条）。

任意規定ではあるが、図書館政策担当の中央省庁である文化部による公立公共図書館への支援の条項が新設された（第23条）。

公立公共図書館の館長職には、司書職だけを配置することになった（第24条）。

私立公共図書館が、施設・資料及び司書職員等の基準を維持しない場合は登録を取り消せるようになり（第25条）、文化部の権限が、指導・監督から指導・支援に変わり（第26条）、監督庁による私立公共図書館の運営の停止の命令の条項が削除された。

入館料と使用料を区分しているが、公立公共図書館の入館料の徴収に関する規定がなくなり、実質無料になった。使用料の徴収は地方自治団体に委任された（第29条）。施行令では、徴収できる使用料として、長期間の講習・教育参加に対する手数料が追加された（施行令第31条）。

法律名が図書館振興法に変更されたが、図書館振興のために新しく設けられた条項はない。

3.2.4 1994年図書館・読書振興法

この法律の特徴は次の通りである。

図書館に関する条項にはほとんど変化がなく、文庫と読書振興に関する章が加わった（第7章、第9章）。

文庫は、図書館の目的と機能を遂行しているが、図書館の施設基準に達しない小規模の読書施設として定義されている（第2条）。

国及び地方自治団体は、読書振興のための施策を実施すること（第46条）、読書教育の機会の均等な提供に努めることを定めている（第47条）。

読書週間が読書の月になり、国に読書の月の設定を義

務づけている（第48条）。

国及び地方自治団体による読書会の奨励を義務づけている（第49条）。

過料等を規定した罰則の章がなくなり、補則の章に統合された。

図書館界の要望によって改正が行われたのではなく、図書館振興法と出版界から出された読書振興法（案）との調整が必要になって改正が行われたため、図書館本来の機能や体制についての条文の改正は見られない。図書館及び読書振興基金と委員会はそれぞれ1999年、2000年の一部改正で廃止された。

3.2.5 2006年図書館法

この法律の特徴は次の通りである。

図書館に関する基本法であることを示すため、名称を「図書館法」に戻した。

読書振興法が制定され、読書振興に関する条項はそれに収録された。

図書館政策の策定及び推進体制、知識情報格差の解消の2つの章が新しく設けられた。

図書館の種類分け方が利用者別からサービス別に変わった。障害者や軍人等のための図書館は公共図書館として扱うようになった（第2条）。

図書館資料について、今までの資料に、障害者のための特殊資料等を加え、知識情報資源の伝達を目的として情報が蓄積された全ての媒体と定義している（第2条）。

図書館という名称を用いない施設であっても、実質的に図書館の機能を持つ施設も対象としている（第3条）。文化施設との協力だけでなく、教育施設、行政機関、関連団体及び地域社会との協力を求めている（第7条）。国及び地方自治団体の図書館に対する支援の機能が強化された（第4条）。

利用者の個人情報の保護に関する条項が新設された（第8条）。

大統領所属の図書館情報政策委員会が設置され（第12条）、図書館情報政策委員会は、図書館の発展のために5年ごとに図書館発展総合計画を策定し、中央行政機関の長と市・道知事はそれをもとに、年度別施行計画を策定することが定められた（第14、15条）。

地方自治団体に地方図書館サービス委員会を設置する規定が新設された（第24条）。

国立中央図書館を国家代表図書館として明示し、必要な場合に地域別・分野別分館を置くことができる（第18条）。

国立中央図書館に図書館発展のための政策開発及び調査研究のための図書館研究所を設置した(第19条)。

国は地域代表図書館を設置した市・道に対して運営費の一部を補助できることになった(第25条)。

国又は地方自治団体によって設立された公共図書館は「図書館」の名称を使用することが義務づけられた(第27条)。

公共図書館の業務から産業分野に必要な情報の提供が除かれた。

私立公共図書館に対する行政官庁の指導機能がなくなり、支援だけになった(第32条)。

専門図書館の業務内容が定められた(第41条)。

図書館はすべての国民に公平な知識情報サービスを提供しなければならないことが定められた(第43条)。

国及び地方自治団体は、国民の知識情報格差の解消のために努力することが定められた(第44条)。

②1 国立中央図書館所属の国立障害者図書館支援センターが設けられた(第45条)。

②2 文化体育部長官の許可を得て、図書館関連団体を設立できるようになった(第17条)。

3.3 項目別の図書館法の変化

次に、5つの法律の条文の比較を行う。一つは、先に挙げた5つの法律の仮の時代区分が適切かどうかを検証するためである。各条文において、時代区分が適切かどうかを検証する。もう一つは、個々の法律の特徴を踏まえて、項目ごとの条文の変化を把握するためである。

これまで、挙げてきた各法律の特徴の主な項目を整理すると、次の15項目になる。法律の目的、図書館の定義、図書館の資料の範囲、図書館の姿勢、図書館職員、図書館ネットワーク、図書館の種類、国立中央図書館の機能、公共図書館の設立、私立公共図書館の規制緩和、学校図書館の機能、専門図書館の概念、図書館振興基金、図書館委員会、図書館協会について規定の内容の変化を把握するとともに、時代区分が適切かどうかを検証する。からまでは、図書館の基本概念に関する事項、からまでは、館種別の事項、からまでは図書館振興に関する事項である。

法律の目的

一期では、法律の目的は、国民の教育と文化の発展に寄与することである。二期では、社会各分野に対する知識・情報の提供及び流通の効率化と生涯教育及び文化発展に寄与することとなり、知識・情報の提供と流通の効率化を取り上げることによって、具体的で明確になった。三期では、社会全般に対する資料の効率的な提供と流通、

情報アクセス及び利用の格差解消、生涯教育の増進等、国及び社会の文化発展に寄与することが目的となり、情報化社会を支える現代的な内容となった。

図書館の定義

一期では、図書館とは...その調査・研究・学習・教養・レクリエーション、その他社会教育に寄与することを目的とする施設として定義されていて、社会教育への寄与は付加的な機能としてとらえている。文化施設としての概念は示されていない。二期では、図書館とは...情報利用・調査・研究・学習・教養等生涯教育及び文化発展に寄与する施設となり、文化施設の側面が導入された。生涯教育を広くとらえ、情報利用・調査等を生涯教育の一部として考えている。三期では、図書館とは...情報利用・調査...生涯教育等に寄与する施設となっていて、生涯教育が情報利用・調査等とともに図書館本来の機能の一部として現れている。文化施設の側面は除かれている。

図書館の資料の範囲

一期では、資料を図書、資料、記録、視聴覚資料、国及び地方行政資料、郷土資料及びその他必要な資料として定義している。二期では、視聴覚資料を具体的に提示し、デジタル資料が加わり、収集範囲が広がった。「その他必要な資料」から「その他図書館奉仕のために必要な資料」に変わり、図書館の資料はサービスのためにあることを明確にした。三期では、「その他障害者のための特殊資料等知識情報資源の伝達を目的として蓄積された全ての媒体」へ変わった。ITの発達で多様な情報媒体が出現しているため、全ての媒体と規定している。図書館奉仕のために必要な資料から知識情報資源の伝達を目的として蓄積された全ての媒体へと包括的な定義になっている。

図書館の姿勢

一期では、図書館はその目的を達成するために施設を備え、誰のための施設かが明確でない。二期では、1987年法は1963年法に近い内容で、1991年法と1994年法は図書館業務に適切な施設を備え、職員が中心である。三期では、図書館は資料の保存・整理と利用者の便宜のために適切な施設を備え、利用者の観点も含めている。また、利用者の個人情報保護、公共図書館の地域特性に合う分館等の設立の条項が新設され、利用者を尊重する傾向が見られる。

図書館職員

一期では、公共図書館と学校図書館に司書職員または司書教諭を置くものとなっている。二期では、図書館には、司書職員・司書教諭または実記教諭(司書)

をおくことになっていて、司書職員は1級正司書・2級正司書及び準司書に区分された。資格要件と養成に関しては大統領令に委ねている。三期では、司書職員の配置規定は二期と同じであるが、司書職員の区分を大統領令に委ねている。

その他の職員について、一期では、司書職員だけを規定している。二期では、社会教育法の影響で社会教育専門要員を置くことが可能になった。三期では、図書館でIT機器とITを利用した業務やサービスが増えたため、IT業務を担当する職員を置くことが可能になった。

公立公共図書館の館長について、一期では、規定がない。二期では、1987年法では司書職が館長になれるようになり、1991年には、司書職を充てることになり、現在に至っている。

図書館ネットワーク

一期では、ネットワークに関する規定がなく、他の図書館と協力して資料を相互貸借することを求めている。二期では、国・広域・地方にわたる全ての館種を含むネットワークが規定されたが、国立中央図書館が地域代表図書館を指定する等上下関係が見られる。三期では、地方自治制度の定着によって地域ごとに公共図書館のネットワークを構築し、地域代表図書館を介して全国ネットワークが構成されることになった。地域代表図書館は、国立中央図書館に対して資料収集活動及び図書館協力事業等の支援をすることになり、上下の関係ではなく、協力関係からなるネットワークになった。

図書館の種類

一期では、公共図書館、学校図書館、特殊図書館に区分し、二期では国立中央図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、特殊及び専門図書館に、三期では、国立中央図書館、公共図書館、大学図書館、学校図書館、専門図書館に区分した。

国立中央図書館の機能

一期では、国立中央図書館が公共図書館の章に入っており、国立中央図書館を国立の公共図書館とした。二期では、国立中央図書館の章を新設し、司書職員の研修、図書館活動の他社会教育活動の指導・支援の機能が加わり、機能が強化された。また、図書館協力網における全ての図書館の中央館としての役割も加わった。1991年からは国家代表図書館としての機能が加わった。三期では、国家代表図書館と明示され、機能が強化され、図書館研究所を置くことになった。

公共図書館の設立

一期では、公共図書館は、国、地方自治団体または民法の規定による法人のみ設置することができるとした。

二期では、国、地方自治団体、民法の規定による法人・団体または個人は公共図書館を設立することができるとし、団体や個人も図書館を設置できるようになった。三期では、国または地方自治団体は公立公共図書館を設立・育成するものとし、義務規定になった。

私立公共図書館の規制緩和

一期では、3次に渡る指導・監督を受ける。監督庁は指導・助言及び是正命令、運営停止命令を行うことができ、自律性が妨げられていた。二期では、市・道教育庁が必要な場合に指導・監督ができることになり、やや緩和された。三期では、行政官庁は私立公共図書館に対して必要な支援ができるだけになり、監督や運営の停止などの命令はできなくなった。

学校図書館の機能

一期では、学校図書館に小・中・高・大学の図書館全てを含めているが、学校図書館の機能が定められていない。二期では、大学図書館と学校図書館とを分離し、それぞれの業務を提示した。三期では、学習活動を支援し、情報活用教育を行う機関であることを明確にした。

専門図書館の概念

一期では、設立主体の所属員が利用できる図書館という用語の説明にとどまった。二期では、専門図書館と特殊図書館に区分した。1987年法では、専門資料やサービスを提供する図書館を専門図書館、専門資料やサービスを提供する図書館または図書館利用に障害がある人のための図書館を特殊図書館として定義していて、専門図書館と特殊図書館の境界が不明確であるが、1991年法からは、特殊図書館は利用に物理的障害がある人、特殊な環境にある人のための図書館となる。三期では、物理的に特殊な環境にある利用者による区分はなくなり、公共図書館の目的やサービスと一致することから公共図書館の範囲に加えて、特殊図書館という用語は用いられなくなった。

図書館振興のための基金

一期では規定がない。二期では、政府は図書館の振興のための図書館振興基金を設置することができ、図書館担当部局がその管理・運用を行うことが定められた。しかし、基金が助成されないまま、1999年廃止された。三期では、国及び地方自治団体は総合計画及び施行計画の推進のために必要な財源を確保するものとし、図書館発展のために必要な財源を文化芸術振興基金から出捐又は補助することができるとしている。図書館だけの振興基金を新設するには、社会的な条件が整っていないため、関連機関から図書館発展のための財源を調達する必要性⁶¹を認めた。

図書館委員会

一期では、委員会に関する規定はない。二期では、図書館の重要事項に関する諮問に応じる大臣の所属機関として定められた。しかし、委員会の活動がほとんどなかったため、政府委員会の整備の際、廃止が決まり、2000年の一部改正で廃止された。三期では、大統領直属の機関になり、図書館政策に関する主要事項を樹立・審議・調整するための機能を持つようになった。事務局として文化観光部に企画団が設置された。

図書館協会

一期では、図書館協会を組織する目的は、全図書館人の社会的・経済的地位の向上である。二期では、図書館職員の資質向上及び共同利益の増進のためとなり、資質向上の努力が図られた。三期では、図書館サービスの振興及び図書館の発展、資質向上と共同利益の増進のためになり、図書館サービスにも目を向け、社会的に貢献する組織になった。また必要な場合に、図書館関連協会等の法人設立を許可することができるようになり、今まで実質的に韓国図書館協会だけを認めていたが、図書館関連の多様な協会の結成ができるようになった。

以上のように、～の項目に関して、仮に設定した3つの時代区分に沿って見ていくと、一部の項目を除いて、それぞれの時代の区分ごとに法律の内容が比較的大きく変化していることがわかった。これは、いずれの項目でも共通しており、このことから、設定した3つの時代区分は、妥当なものであると判断できる。ただし、ごく一部の項目では、二期が、一期と三期に近い内容に分類できる場合があった。

3.4 韓国図書館法の特徴

これまでの検討から、韓国図書館法の制定・改正の過程と現状の特徴として、次の点を挙げることができる。

3.4.1 図書館法の歴史と体系

- ・第一期1963年法，第二期1987年法，1991年振興法，1994年振興法，第三期2006年法の3段階で制定・改正されており，3期に分けてとらえることができる。
- ・図書館は，憲法のもとに位置付けられ，憲法 - 図書館法の体系にある。文化芸術振興法や生涯教育法等とは並列関係にあり，これらの法律は上位法としては位置づけられていない。
- ・形式上は，全ての館種を包括する図書館の総合法であるが，公共図書館は平均12か条であるのに対して，大学図書館，学校図書館，専門図書館に関する規定はそれぞれ3か条にとどまり，総合法としてのバランスを欠

いている。

- ・1994年には読書振興法と統合されたが，2006年には，図書館法に戻った。
- ・2006年の改正以後，館種別の個別法制定の動きが活発化し，2007年12月に学校図書館振興法が制定された。2009年2月には大学図書館振興法が国会で発議されたが，成立に至っていない。

3.4.2 図書館の役割と対象

- ・図書館の社会的役割は，国民の教育と文化の発展への寄与という抽象的な概念から，社会に対する資料の効率的な提供，情報へのアクセスと情報格差の解消へと広がり，変化する社会のニーズに応えている。
- ・公共図書館の利用者の範囲については，一般市民に児童，老人，障害者が加わり，サービス対象が広がった。
- ・1991年振興法から，入館料の徴収に関する規定が廃止され，公立公共図書館では入館料が徴収できなくなり，全公立図書館が無料になって，誰でも気軽に利用できるようになった。
- ・2006年法から，国・地方公共団体は，国民が自由・平等に知識情報にアクセスできるように支援し，情報格差の解消に努めることが定められた。

3.4.3 図書館の資料と職員

- ・最初は「資料」であったが，現在では，「知識情報資源の伝達のために記録された全ての媒体」となり，メディアの変化に対応している。
- ・全体として，専門職の役割を認める方向へ進んでいる。公立公共図書館の館長職には，司書職だけを配置することになった。図書館には運営に必要な司書職員を置くことになり，1級正司書，2級正司書，準司書の等級が設けられた。
- ・学校図書館に司書教諭資格を持たない教諭は配置できなくなった。

3.4.4 図書館のネットワーク

- ・図書館間の協力を始め，各種文化施設や教育施設等行政機関，地域社会との協力を強調している。図書館の資源を十分に活用するために，ネットワークが形成されることになった。
- ・中央 - 地方の垂直関係のネットワークであったが，地方中心のネットワークの形成へ変化している。

3.4.5 図書館行政

- ・韓国政府では，1990年に文化部が設置され，図書館行

政担当部局は1991年に教育部から文化部へ移管され、図書館は文化施設として位置づけられている。

- ・地方自治団体は、公共図書館に対する運営費を負担することが義務づけられた。

3.4.6 図書館振興

- ・図書館に関する諮問委員会は、文教部長官の諮問機関として新設され、その後、廃止されたが、2006年法で、大統領所属の図書館情報政策委員会になり、図書館政策の発展に中心的な役割を果している。委員会は、図書館発展総合計画を5年ごとに策定し、中央行政機関の長と市・道知事はそれをもとに、年度別施行計画を策定することが定められている。
- ・地域の図書館の主要事項を審議するため、地方自治団体に地方図書館サービス委員会を設置する規定が新設された。
- ・図書館発展のために必要な財源を文化芸術振興基金から出捐又は補助できるようになった。
- ・図書館協会は国や地方自治団体の予算の範囲内で補助を受けることができる。

3.5 まとめ

韓国の図書館法は、一時読書振興法と統合されたことはあったが、それ以外では一貫して、図書館サービスの向上、図書館職員の専門性の発揮、そのための制度の確立、政策の立案を目指す方向で、改正・制定され、また、利用者に対するサービスの理念も明確化されている。

4. 図書館法と社会的背景

2章では、韓国の政治・経済と教育・文化の政策の概要を、3章では、図書館法の体系、5つの図書館法の特徴、そして、3期に分けた図書館法の変遷の流れと全体の特徴を示した。ここでは、各期ごとに図書館法と社会的背景の関係について考察する。

4.1 第一期の図書館法と社会的背景（1948-1963）

1963年法は、軍事独裁政権成立の直後の1963年に制定された。簡略な内容で、不十分であるという批判が多い。当時、政治は軍事独裁政権で、経済は停滞しており、国の財政基盤が弱かった。1959年に初等教育の義務教育が完成し、1962年から義務教育施設拡充5カ年計画が始まった直後の時期であり、公教育がようやく整備された時期である。文化への関心はまだ低かった。

このため、入館料の廃止と国・地方自治団体による支

援・援助に関する図書館界の要請は実現せず、図書館の設置も義務規定ではなく任意規定に留まった。図書館法が制定された直後の座談会⁶²で、当時の文教部法務官は「文教部の事務官たちは、図書館法に対する切実な要望を感じていなかったが、実際の仕事を担っている方々の熱意ある建議と推進で結局行政側を導いて成功させた」と述べている。

このような社会背景と事情を考えると、1963年法によって、図書館を育成するための土台ができただけでも大きな成果と言える。

4.2 第二期の図書館法と社会的背景（1964-1994）

1970年代を経て、80年代中頃まで独裁政治が続いたため、民主主義の発展は遅れたが、国民の民主化に対する要望が高まり、1987年、盧泰愚により6.29民主化宣言が出された。この宣言は、直接選挙による大統領選挙、基本的人権の尊重、言論の自由の保障、地方自治と教育自治実施等からなり、民主主義国家への大きな一歩を踏み出した。経済は、1970-80年代に高度成長し、その後安定期に入った。義務教育も中学校に拡張され始め、1980年代には中学校進学率が90%を超え、高等教育機関進学率も徐々に高くなった。1970年初めから文化行政が取り組まれている。

1987年法は、社会の変化の影響で、構成や内容に大きな変化があった。経済の発展で国の財政状況が改善されたことを背景に、地方自治団体の判断による入館料の廃止が可能になり、近代的な公共図書館に一步近づいた。

国及び地方自治体による公立図書館の設置・育成が義務になり、図書館振興基金も設置できるようになった。

1980年代後半に、文化への関心が高まり、1990年に文化部が新設され、文化政策が確立され、図書館行政は文化行政の担当となり、図書館は文化機関として位置づけられた。1991年振興法では、入館料が廃止され、これによって、全ての公立図書館が無料となり、近代公共図書館が成立した。これは、英米から実に1世紀半遅れて実現したものである。また、司書職のみを公立公共図書館の館長に充てることになった。

4.3 第三期の図書館法と社会的背景（1995-2006）

2000年代には、政治の民主化、地方分権、社会の分権化、多元化が進み、社会が安定した。2006年法では、図書館運営において、利用者の立場を重視するようになった。情報化、ITの発達によって情報格差が大きくなったため、図書館は、住民の情報格差の解消のために努力することが定められた。経済のさらなる成長に伴って、国

や地方自治団体の図書館設置が義務化された。図書館ネットワークは、国立中央図書館中心のトップダウン方式ではなく、地方自治団体の図書館を中心とするネットワークに変わった。社会の分権化の影響で、各種の委員会が多く新設される中で、図書館情報政策委員会も大統領直属の委員会として復活⁶³した。韓国図書館協会以外の協会や団体の設置が可能になった。2006年法では、主として、図書館が社会の変化から生まれる新しいニーズに対応することを求めていると考えられる。

5. まとめ

以上の分析をもとに、ディツィオンの挙げた前提条件について検討する。

戦後の韓国の歴史は、政治は独裁政治であったが、そのもとで、国による強力な経済政策が行われ、経済成長の観点も含めて、教育が重視された。その結果、経済が成長し、都市化も進展し、教育も充実し、文化が重視され、その結果、政治が民主化され、経済、教育、文化が発展するという経過をたどってきた。その中で、図書館も徐々に重視されるようになり、図書館法が制定・改正された。

以上から、韓国においては、ディツィオンの挙げた前提条件の整備にともなって、図書館法が制定・改正されてきたといえる。

5つの図書館法は、1990年代までは、図書館の制度の基本を段階的に実現し、近年は、社会の新しいニーズに対応を進めていると考えられる。

本研究では、政治・経済、教育・文化政策の4つの社会的背景を取り上げ、図書館法の制定・改正との関係について考察した。その結果、韓国においては、民主政治と経済成長、義務教育の普及と文化の整備とともに、図書館法が整備されてきたことが明らかになった。

おわりに

図書館法の制定・改正のプロセス、図書館法の改正や制定が図書館に及ぼした影響については、今後の研究課題としたい。

注・引用文献

- ¹ 高橋猛編．朝鮮年鑑．1947年版．京城（ソウル），朝鮮通信社，1946，p.261-262．
² 韓国図書館協会編．2011韓国図書館年鑑．ソウル，韓国

図書館協会，2012，559p．

- ³ 田中福太郎．韓国の図書館における電子書籍の提供．カレントアウェアネス．2009，no.302，p.8-10．佐藤武彦．韓国の電子図書館サービス．国立国会図書館月報．2010，no.588，p.4-9．白井京．韓国の電子図書館法制-「IT大国」の図書館法と著作権法．外国の立法．2009，no.242，p.87-107等
⁴ Ditzion, Sidney Herbert．民主主義と図書館．川崎良孝，高島涼子，森耕一訳．大阪，日本図書館研究会，1994，p.211．
⁵ Ditzion, Sidney Herbert．民主主義と図書館．川崎良孝，高島涼子，森耕一訳．大阪，日本図書館研究会，1994，p.57．
⁶ 都市地域に住む人口の割合。
⁷ 国家記録院．<http://www.archives.go.kr/next/main.do>，（参照2012-05-22）．
⁸ 国家法令情報センター．<http://www.law.go.kr/main.html>，（参照2012-05-22）．
⁹ 国会議案情報システム．<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>，（参照2012-05-22），韓国銀行経済統計システム．<http://ecos.bok.or.kr/>，（参照2012-05-22）．
¹⁰ 林昌夫．韓国図書館法-その制定から今日まで．現代の図書館．1987，vol.25，no.1，p.43-44．
¹¹ 宇治郷毅．改正された韓国「図書館法」．図書館雑誌．1989，vol.26，no.4，p.93．
¹² 宇治郷毅．“韓国における公共図書館の歩み”．転換期における図書館の課題と歴史-石井敦先生古希記念論集．石井敦先生古希記念論集刊行会編．録蔭書房，1995，p.251-263．
¹³ 宍道勉．図書館法：韓国と日本の比較．北東アジア文化研究．2004，no.19，p.93-106．
¹⁴ 白井京．韓国の電子図書館法制-「IT大国」の図書館法と著作権法．外国の立法．2009，no.242，p.87-107．
¹⁵ 金智鉉．韓国の図書館法：歴史的歩みと課題．図書館情報学研究．2008，no.7，p.83-91．
¹⁶ 金容媛．韓国の図書館法の改正-その経緯と内容．現代の図書館．1988，vol.26．no.4，p.240-252．
¹⁷ 金容媛．韓国の図書館政策と図書館事情-法的側面を中心として-．びぶろす．1989，vol.40，no.6，p.132-138．
¹⁸ 金容媛．韓国における図書館政策と図書館振興法．情報管理研究．1992，no.3，p.24-61．
¹⁹ 金容媛．韓国における図書館情報政策：法的側面を中心として．文化情報学．1996，vol.3，no.1，p.25-45
²⁰ 金智鉉．韓国の2006年図書館法と情報格差への取り組み．図書館界．2009，vol.60，no.6，p.394-399．

- ²¹ 韓聖澤. 도서관 및 독서진흥법 변천과정에 관한 연구. 韓國図書館情報学会誌. 2002, vol.33, no.4, p.307-330. (図書館及び読書振興法変遷過程に関する研究).
- ²² 鄭顯泰. 도서관 및 독서진흥법 개정의 주요 현안. 図書館及び読書振興法改正方向に関するワークショップ. 濟州, 2003-09-26, 韓國図書館協会, 2003, p.13-30. (図書館及び読書振興法の改正の主要懸案).
- ²³ 韓國文化観光政策研究院. 도서관 및 독서진흥법 개정안 연구. 韓國文化政策研究院. 2003, 187p. (図書館及び読書振興法改正案研究).
- ²⁴ Chong, Oe-Tae. 한국 공공도서관의 도서관 및 독서진흥법 적용의 실용성에 관한 분석적 연구. 嶺南大学, 2004, 65p, 修士論文. (韓國公共図書館の図書館及び読書振興法適応の実用性に関する分析的研究).
- ²⁵ 国家記録院. <http://www.archives.go.kr/next/main.do>, (参照2012-05-22).
- ²⁶ 法制処. 法令情報センター. <http://www.law.go.kr/main.html>, (参照2012-07-03).
- ²⁷ 国家記録院. 官報. <http://contents.archives.go.kr/next/gazette/viewMain.do>, (参照2012-05-22).
- ²⁸ 統計庁. 国家統計フォルダ. <http://kosis.kr/>, (参照2012-6-29).
- ²⁹ 統計庁. e-ナラ指標. <http://www.index.go.kr/egams/index.jsp>, (参照2012-05-22).
- ³⁰ 韓國銀行. 經濟統計システム. <http://ecos.bok.or.kr/>, (2012-07-03).
- ³¹ 韓國教育開発院. 教育統計サービス. <http://cesi.kedi.re.kr/index.jsp>, (参照2012-05-22).
- ³² 国民総所得 (Gross National Income).
- ³³ 4.19革命という.
- ³⁴ 韓國銀行. 經濟統計システム. <http://ecos.bok.or.kr/>, (参照2012-05-22) GNIは計上されていないため, GNPを用いる.
- ³⁵ 都市地域の人口の割合のこと. 『韓國都市年鑑』1969 - 2008. 統計庁. e-ナラ指標. <http://www.index.go.kr/egams/index.jsp>, (参照2012-05-22).
- ³⁶ 当時大統領候補で, 与党の代表議員であった盧泰愚が大統領の直接選挙, 基本人権と言論の自由保障, 地方自治及び教育自治等の国民の要求を受け入れた宣言.
- ³⁷ 尹敬勲. 韓國の教育格差と教育政策. 大学教育出版, 2010, p.164.
- ³⁸ LEE, Chul-Woon. 문화관광부 조직변천과정 정책 방향 변화 연구. 延世大学, 2006. 修士論文, p.15. (文化観光部組織変遷と政策方向変化研究).
- ³⁹ 1965年から統計を出しているが, 2000年までは5年ごと
- のデータのみである.
- ⁴⁰ 韓國教育開發院. 教育統計サービス. <http://cesi.kedi.re.kr/>, (参照2012-07-03).
- ⁴¹ 高校以上の教育機関への進学率. 韓國教育開發院. 教育統計サービス. <http://cesi.kedi.re.kr/>, (参照2012-07-03).
- ⁴² 「7.30教育改革措置」ともいう. 私教育費の支出が多くなって社会的な問題になっていたので, 在学中の学生の塾やプライベート・レッスンを禁じた措置.
- ⁴³ 尹敬勲. 韓國の教育格差と教育政策. 大学教育出版, 2010, p.3.
- ⁴⁴ 第8条 國は伝統文化の繼承發展と民族文化の暢達に努力するものとする.
- ⁴⁵ 尹敬勲. 韓國の教育格差と教育政策. 大学教育出版, 2010, p.3.
- ⁴⁶ LEE, Chul-Woon. 문화관광부 조직변천과 정책 방향 변화 연구. 延世大学, 2006. 修士論文. p.34. (文化観光部組織變遷と政策方向变化研究).
- ⁴⁷ 韓國学中央研究院. 韓國民族文化大百科事典. <http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>, (参照2012-05-22).
- ⁴⁸ 朴ゼユン他. 教育立法政策改善研究. 韓國教育開發院. 2009, p.56.
- ⁴⁹ 韓國文化観光研究院. KCTI沿革. http://www.kcti.re.kr/01_2.dmj, (参照2012-07-03).
- ⁵⁰ 韓國民族文化大百科事典. <http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>, (参照2012-05-22).
- ⁵¹ 梁ホンゴン. 한국의 평생교육 정책변천에 관한 연구. 韓國ガバナンス2008年秋期學術大會發表論文集. 2008, p.377. (韓國の生涯教育政策變遷に関する研究).
- ⁵² BAEK, Eek. 민주화 이후 한국의 문화정책에 관한 연구. 2009, p.149. 東国大学博士論文. (民主化以後韓國の文化政策に関する研究).
- ⁵³ 教育人的資源部, 教育開發院[共編]. 教育白書. 2006, p.3.
- ⁵⁴ 朴ヨンユン. 한국문화정책의 현상과 과제. 京畿大学大学院論文集. 2007, no.7, p.227. (韓國文化政策の現状と課題).
- ⁵⁵ 以後GNIを用いる.
- ⁵⁶ 小図書館振興法 (法律第11316号) 2012.2.17制定, 2012.8.18施行.
- ⁵⁷ 韓國の教育庁は日本の教育委員会事務局とは異なり, 教育行政に関する業務を担当する地方行政機関で, 一般行政機関とは分離・独立している.
- ⁵⁸ 例として, 1965年5月17日に改正された条例第390号「ソウル特別市立図書館使用料徴収条例中改正条例」で

は、「...館内普通観覧料の3ウォンを5ウォンに...」, 1971年5月8日に改正された条例第660号「ソウル特別市立図書館使用料徴収条例中改正条例」では、「第2条 図書館を利用する者は次の区分により使用料を納付するものとする。但し、新聞・児童・主婦の閲覧室と巡回文庫の使用料は徴収しない。1. 普通使用料1回10ウォン 2. 特別研究室使用料...。第3条の中“ 閲覧料 ”を」となっている。

⁵⁹ ソウル特別条例第2885号ソウル特別私立図書館使用料徴収等に関する条例（改正1992.3.16）により入館料を徴収しなくなった。

⁶⁰ 図書館法施行令（大統領令第12506号） 1988.8.16制

定・施行。

⁶¹ 図書館及び読書振興法全面改正のための公聴会資料集．ソウル，2005-04-15，国会文化観光委員会李美卿委員長，2005．p.11.

⁶² 図書館法座談会会議録．図協月報．1963，vol.4，no.7，p.13.

⁶³ この論文では、一部改正は扱わないため取り上げていないが、2000年の一部改正で図書館及び読書振興委員会は廃止された。

（平成24年7月25日受付）

（平成24年12月20日採録）